

米国年金申請 | 対象者別・必要書類早見表

申請する年金の種類によって、必要書類は異なります。本早見表と次頁の「[受給資格ナビチャート](#)」をご参照の上、該当書類を全てご提出ください。各書式に必要事項を記入し、「[合衆国年金の請求申出書](#)」およびその他の添付書類と併せて最寄りの年金事務所等にご提出ください。

年金請求手続きのタイミングと注意点（受給資格がある方へ）

- ① 原則として、満額受給開始年齢（Full Retirement Age／FRA）未満で米国外において月 45 時間を超えて就労すると、**年金は全額支給停止**となります。繰り上げ申請による減額や就労による年金の支給停止についてご理解いただいたうえで年金を請求する場合は、該当する書類をすべてご提出ください。
※後日、受給開始月や就労状況の確認のため、米国大使館年金課の担当者からご連絡を差し上げる場合があります。
- ② 以下の例に該当する方は、就労による受給制限はございませんので該当する書類をすべてご提出ください。
 - 満額受給開始年齢（FRA）に達している、または 3 か月以内に達する方
 - 現在働いておらず（退職済み、または数か月以内に退職予定）、繰り上げ減額受給を希望される方
- ③ 繰り上げ申請による年金の減額や、就労による支給停止を避けたい方は、FRA 以降に年金の請求を行ってください。
💡 障害年金の請求時及び申請者本人によるサインできない場合は、「[合衆国年金の請求申出書](#)」のみご提出ください。

申請書類記入時の注意事項

- 黒のボールペン（鉛筆不可）で記入、またはオンラインで作成してください。
- 記入（入力）内容に誤りがある場合は二重線で訂正し、二重線の近くにお名前のイニシャル2文字を記入してください。
- 記入（入力）漏れがないか確認してから必要書類をすべてご提出ください。
- 記入（入力）方法がわからない箇所は、空欄のまま、または「？」を記入し、ご提出ください。
- 申請書には、**必ず手書きで署名をしてください**（アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナいずれも可）

■ 主な米国年金の種類と申請書類一覧（その他の年金については <https://www.ssa.gov/>を参照してください）

年金の種類	日本語名	主な対象者	主な申請書類
Retirement Benefits	退職年金	62歳以上の被保険者	SSA-1、SSA-21、合衆国年金の請求申出書
Spouse's Benefits	配偶者年金	年金受給者の配偶者/元配偶者 ※元配偶者は被保険者が未受給でも受給可能な場合あり	SSA-2、SSA-21、合衆国年金の請求申出書
Child's Benefits	子どもの年金	年金受給者または死亡した被保険者の子ども	SSA-4、SSA-21、合衆国年金の請求申出書
Survivor's Benefits	遺族年金 ※死亡一時金含む	生存配偶者（元配偶者）	SSA-10、SSA-21、合衆国年金の請求申出書

■ 米国年金 | 年金別満額受給開始年齢(FRA)一覧

退職者・配偶者の生年月日	満額受給開始年齢(FRA)
01/02/1943 - 01/01/1955	66歳
01/02/1955 - 01/01/1956	66歳2か月
01/02/1956 - 01/01/1957	66歳4か月
01/02/1957 - 01/01/1958	66歳6か月
01/02/1958 - 01/01/1959	66歳8か月
01/02/1959 - 01/01/1960	66歳10か月
01/02/1960以降	67歳

ご遺族の生年月日	満額受給開始年齢(FRA)
01/02/1945 - 01/01/1957	66歳
01/02/1957 - 01/01/1958	66歳2か月
01/02/1958 - 01/01/1959	66歳4か月
01/02/1959 - 01/01/1960	66歳6か月
01/02/1960 - 01/01/1961	66歳8か月
01/02/1961 - 01/01/1962	66歳10か月
01/02/1962以降	67歳

米国年金申請 | 対象者別・必要書類早見表

■ 米国年金 受給資格ナビチャート

STEP 1 | まずはお自身の状況を確認しましょう（該当するすべてにチェック）

チェック	タイプ	状況	次のステップ
<input type="checkbox"/>	①	米国での年金加入期間が 10 年以上ある、又は、日米の加入期間が合わせて 10 年以上ある	→ STEP 2-A
<input type="checkbox"/>	②	①に該当する方の配偶者、元配偶者、生存配偶者、又は子である	→ STEP 2-B

💡 ①・②の両方に該当する場合（例：ご本人に加入歴があり、かつ、配偶者/元配偶者が年金受給中又は請求中である場合）は、両方のステップを確認し、該当する全ての請求書をご提出ください。

💡 被保険者が 62 歳未満で亡くなった場合、年金加入期間が 10 年未満であっても遺族年金を受給できる場合がございますので遺族年金のための請求書をご提出ください。

STEP 2-A | 【あなた自身に加入歴がある場合】

質問	該当したら
62 歳以上ですか？ ※3 か月以内に達する方を含む	退職年金申請可：SSA-1-BK (退職年金用)、SSA-21 (米国外居住者用) ※日米社会保障協定に基づく申請の場合、SSA 側で最低 6 クレジットが必要

STEP 2-B | 【配偶者・元配偶者・遺族・子どもとしての受給対象者】

配偶者・元配偶者年金 (Spousal Benefits)

質問	該当したら
配偶者・元配偶者にアメリカと日本の年金加入歴が通算 10 年以上ありますか？	→ 次の質問へ
あなたは 62 歳以上ですか？ ※3 か月以内に達する方を含む	配偶者年金申請可：SSA-2-BK (配偶者年金用)、SSA-21 (米国外居住者用) 【配偶者の場合】夫（または妻）が受給中または請求中であること 【元配偶者の場合】婚姻期間が 10 年以上、かつ未再婚 被保険者が年金未受給の場合、被保険者が 62 歳以上で、離婚後 2 年以上が経過していること

遺族年金 (Survivor's Benefits) ※死亡一時金は被保険者が亡くなった日から 2 年以内に申請してください。

質問	該当したら
配偶者または元配偶者が亡くなっていますか？	→ 次の質問へ
あなたは 60 歳以上（または障がいがあり 50 歳以上）ですか？ ※3 か月以内に達する方を含む	遺族年金申請可：SSA-10 (遺族年金用)、SSA-21 (米国外居住者用) 【配偶者】婚姻期間が 9 か月間以上であること ※被保険者死亡時に同居していた配偶者は遺族年金の対象年齢未満でも死亡一時金の請求が可能 【元配偶者】婚姻期間が 10 年間以上かつ未再婚（60 歳以降の再婚を除く）

子どもの年金 (Child's Benefits)

質問	該当したら
あなたは 18 歳未満、19 歳 2 か月以下で高校在学中、または 22 歳未満で障がいがある未婚の子どもですか？	子ども年金申請可：SSA-4 (子ども年金用)、SSA-21 (米国外居住者用) 【条件】アメリカで就労していた親が、退職・障害年金のいずれかを受給/請求中、または死亡していること